

■ 競泳競技規則

			変更前 (2021 版)	変更後 (2023 版)
総 則			国際水泳連盟 (FINA : Federation International de Nation)	国際水泳連盟 (WORLD AQUATICS)
第 1 条	競技会の運営	3 項	競技会を運営・統括するための競技役員として次の役職と人数を置く。 審判長 1名 機械審判 1名 通告員 1名 機械操作 2名 また、必要に応じて、役員数を変更し、その他の係役員を置くことができる。	競技会の主催者は、必要十分な競技役員を指名し、競技会の公平性、完全性、安全性を確保する。
		5 項	全自動装置を使用できない競技会においては、計時主任と 1 レーン 1 名の計時員と 1 名の補助計時員を置かなければならない。	全自動装置を使用できない競技会においては、可能な限り 1 レーン最低 1 名の計時員と時計の不具合に備えて 1 レーン 1 名の補助計時員を置かなければならない。各レーン 3 名の計時員を置くことが望ましい。
		8 項		実行委員会は、競技に際して、選手が遵守しなければならない、入場方法、心構えを明確にしなければならない。
第 2 条	競技役員	1 項 (4) ①	ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をするように指示する。	全ての選手が衣服を脱いだら、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の開始を知らせ、スタート台に誘導し、準備をするように指示する。
		1 項 (5)	出発合図が発せられる前の失格の判定は、審判長と出発合図員の両者によって行われる。	出発合図が発せられる前の失格の判定は、審判長と出発合図員の両者によって行われる。自動審判装置が使用できる場合は、失格を確定するために用いられる。
		1 項 (7)		違反は口頭で審判長に伝えなければならない。違反が確定したら、競技役員が種目、レーンナンバー、違反の内容を記述し、審判用紙を完成する。
		1 項 (8)		リレー競技において、前の競技者が壁にタッチした際に、次の競技者の足がスタート台に接しているかどうか判断することを、審判長は競技役員に命じなければならない。全自動審判装置が引き継ぎ違反を判定できる場合は、第 14 条 1 項に従う。
		3 項 (5)		出発合図員は、その権限内で認められたいかなる違反も審判長に報告しなければならない。
		6 項 (5)	バックストロークレッジを使用する場合は、設置、取り外しを行う。	バックストロークレッジを使用する場合は、設置・取り外しを行う。設置したら、レベルを 0 にしなければならない。
		6 項 (10)	泳者の違反を観察した場合は、審判用紙に種目・レーン・違反等の内容を記入し、署名の上、審判長に提出する。	折返監察員の権限の範囲内で、違反を審判長に報告する。
		7 項 (3)	泳者の違反を観察した場合は、審判用紙に種目・レーン・違反等の内容を記入し、署名の上、審判長に提出する。	泳法審判員の権限の範囲内で、違反を審判長に報告する。
		12 項		ビデオ審判管理者
13 項		ビデオ審判員		

			変更前 (2021 版)	変更後 (2023 版)
第 4 条	出発	3 項	出発合図の前にスタートした競技者は失格となる。	出発合図の前にスタートの動作を開始した競技者は失格となる。
第 5 条	自由形	3 項	スタート後、折り返し後は、体が完全に水没してもよい距離 15m を除き、競技中は泳者の体の一部が水面上に出ているなければならない。壁から 15m 地点までに頭は水面上に出ているなければならない。	競技中は泳者の体の一部が常に水面上に出ているなければならない。折り返しの間、スタート後・折り返し後の壁から 15m 以内の距離では体が完全に水没してもよいが、壁から 15m 地点までに、頭は水面上に出ているなければならない。
第 6 条	背泳ぎ	1 項	バックストロークレッジを使用する場合は、両足のつま先はタッチ板に設置してなければならない。	バックストロークレッジを使用する場合は、両足のつま先の少なくともそれぞれ一本はタッチ板に接してなければならない。
		3 項	競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出ているなければならない。折り返しの間、スタート後、折り返し後の壁から 15m 以内の距離では体が完全に水没していてもよいが、壁から 15m 地点までに、頭は水面上に出ているなければならない。	競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出ているなければならない。折り返しの間、スタート後、折り返し後の壁から 15m 以内の距離では体が完全に水没していてもよいが、壁から 15m 地点までに、頭は水面上に出ているなければならない。ゴール直前、頭の一部が 5m のマークを過ぎれば、ゴールタッチ時に体が完全に水没してもよい。
第 7 条	平泳ぎ	2 項	両腕の動作は、同時に左右対称に行われなければならない、交互に動かしてはならない。	両腕の動作は、同時に行われなければならない、交互に動かしてはならない。
		4 項	両脚の動作は、同時に左右対称でなければならない、交互に動かしてはならない。	両脚の動作は、同時でなければならない、交互に動かしてはならない。
第 9 条	メドレー競技	1 項	それぞれの種目を、定められた距離の 4 分の 1 ずつ泳がなければならない。	それぞれの種目を、定められた距離の 4 分の 1 ずつ泳がなければならない。自由形の際に壁から足が離れたときはあおむけの状態であってもよいが、うつぶせの状態になるまでは、バタフライの蹴りも含めていかなる足の蹴りも行ってはならない。
第 10 条	競技	3 項	競技者は、定められた全距離を泳ぎきらなければならない。	競技者は、定められた全距離を泳ぎきらなければならない。競技規則に従って全距離を完泳しない選手は失格となる。
		4 項	競技者は、競技会の主管団体が公表した招集の要領に従い、出場前に出場の確認または点呼を受けなければならない。また、公表された組・レーンで出場しなければならない。	デッキ上において競技規則第 1 条 8 項に示された入場前の手続きを終えて入場した選手は、速やかに水着以外のすべての着衣を脱がなくてはならない。
		11 項	競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような道具もしくは水着（例えば、水かきのある手袋・フィン・パワーバンド・粘着性のあるもの等）を使用したり、着用してはならない。ゴーグルは着用してもよい。	競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような道具もしくは水着（例えば、水かきのある手袋・フィン・パワーバンド・粘着性のあるもの等）を使用したり、着用してはならない。ゴーグルは着用してもよい。データを収集する目的のみ、機材や自動データ収集装置を着用することが認められる。自動データ収集装置を泳者にデータや音または信号を送る目的で使用してはならないし、泳者の速力を向上させる目的で使用してはならない。
		16 項	リレー競技においては、前の競技者が壁にタッチする前に次の競技者の足がスタート台もしくはプールデッキまたはプールの壁を離れた場合は、そのチームは失格となる。	リレー競技においては、前の競技者が壁にタッチする前に次の競技者の足がスタート台もしくはプールデッキまたはプールの壁を離れた場合は、そのチームは失格となる。プールデッキから走って飛び込むことは許されない。

			変更前（2021 版）	変更後（2023 版）
第 11 条	計時	1 項	故障や明らかに不具合が認められた場合、競技者が装置を作動させなかった場合は、計時員の計測した時間が正式時間となる。	故障や明らかに不具合が認められた場合、競技者が装置を作動させなかった場合は、 ビデオ計時装置または計時員の計測した時間が正式時間となる。全ての計時装置が計測に失敗した競技において、泳者は泳ぎ直しを要求できる。

■ 競技会規則

			変更前（2021 版）	変更後（2023 版）
第 2 条	競技会の開催要件	4 項（2）		競技者は、同日に複数の競技会に出場することはできない。

■ 手引

			変更前（2021 版）	変更後（2023 版）
8	抗議		抗議料 5,000 円	抗議料 10,000 円

※ 2023 年競技役員講習会で配布の訂正用紙より、競泳競技規則 第 6 条 背泳ぎ 3 項 が追記になりました。

※ 公益財団法人日本水泳連盟の改定版が公表され次第、5 月 1 日を目途に最終版を再掲載いたします。（表記等の統一）